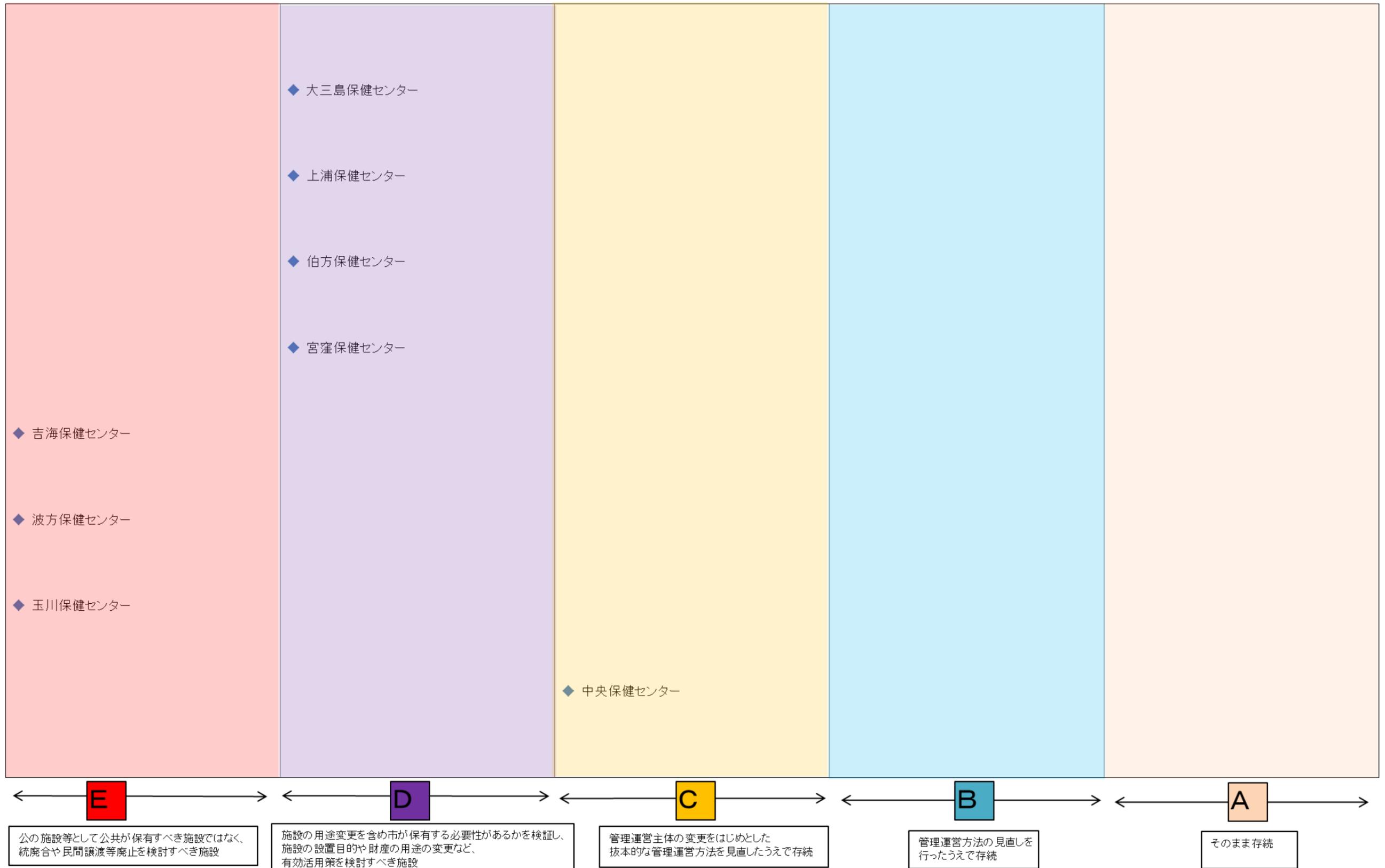


公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】 21保健センター



【21 保健センター】

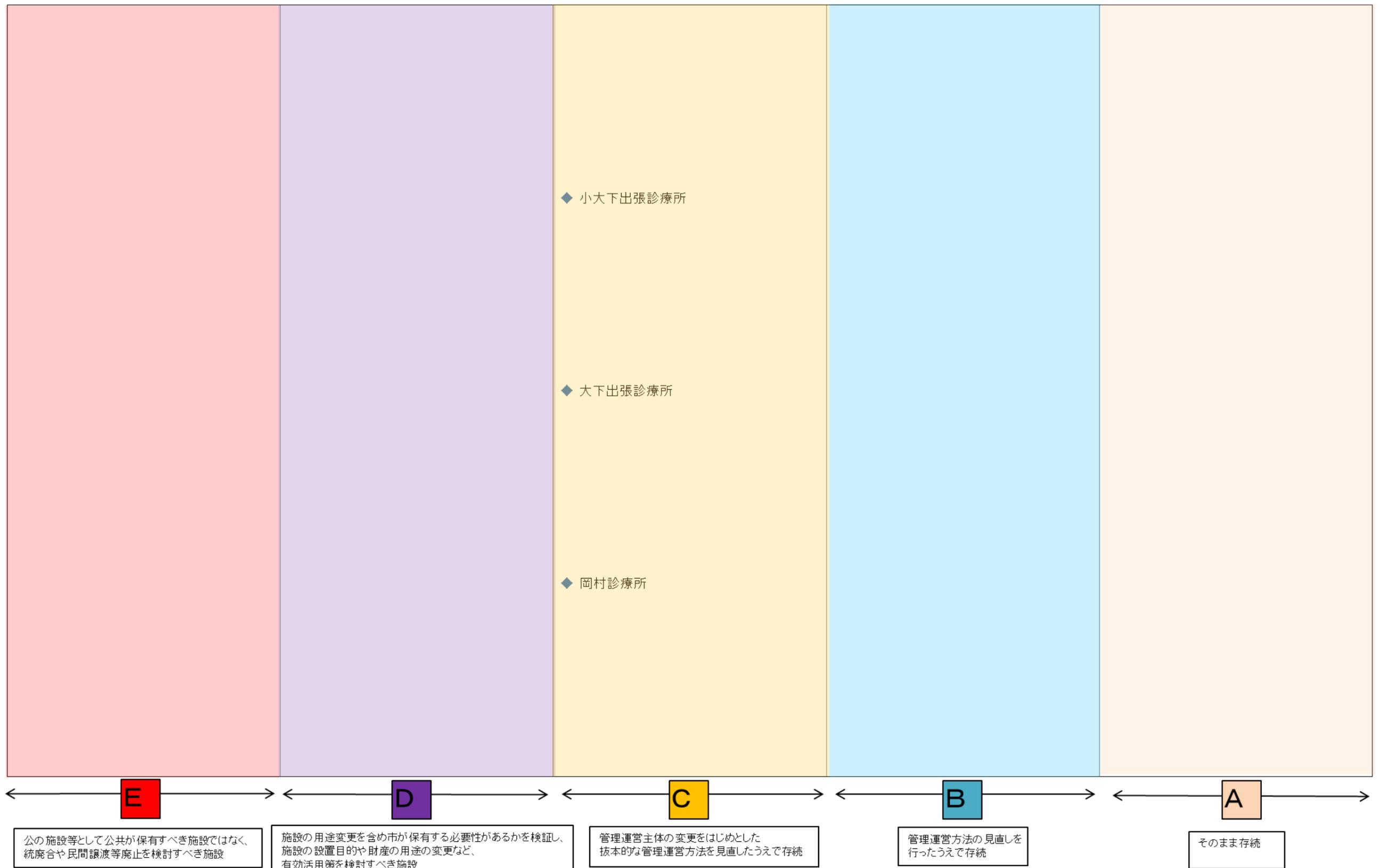
評価の概要

『保健センター』は、地域における母子保健、老人保健等の拠点であり、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関する必要な事業を行うことを目的に設置された施設です。

現在、市内には8か所の保健センターが設置されていますが、地域偏在が見られ、未設置地域においては公民館や老人福祉センターの代替施設で同種の事業が実施されています。また、中央保健センターを除く各保健センターについては、検診日以外の利用が低調であり、有効活用が図れていない状況です。

「玉川保健センター」については、現在の事務機能を近隣の「玉川福祉センター」に移設し、施設廃止を検討すべきです。また、健康器具を設置している「波方保健センター」及び「吉海保健センター」については、検診機能も含めて代替可能な他施設へ移設集約により廃止を検討すべき施設となります。よって、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】22診療所

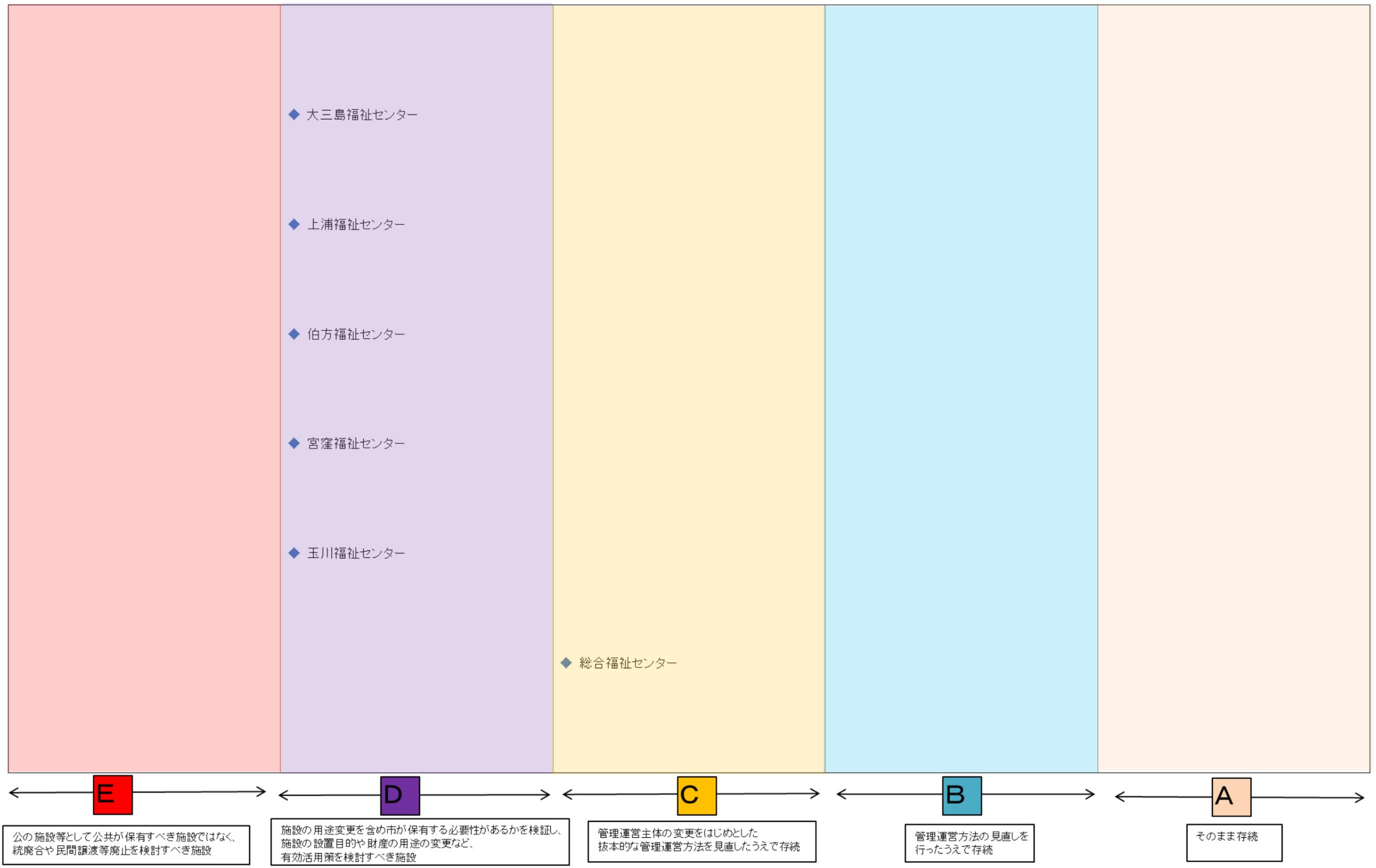


【22 診療所】

評価の概要

『診療所』は、病院と同じく医業をなす場所で、入院施設を有しない医療機関です。
島嶼部の住民に、その健康保持に必要な医療を提供することを目的に、現在、関前地域に3か所設置されています。
離島である関前の住民に確かな医療を確保するため、引き続き運営方法の見直しを図っていきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】 23福祉センター

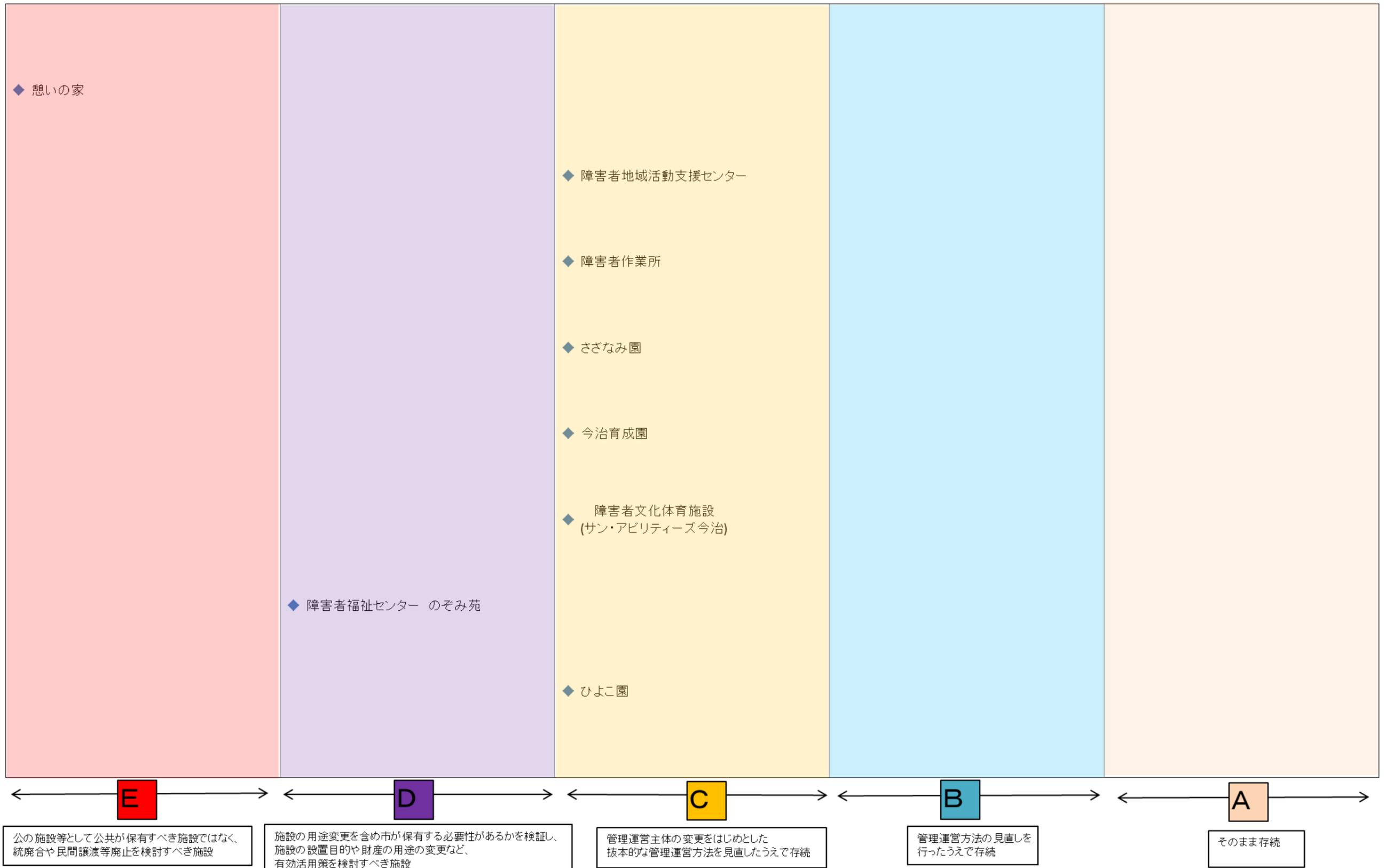


【23 福祉センター】

評価の概要

『福祉センター』は、在宅福祉その他の福祉サービスを実施し、障害者や高齢者をはじめ多くの住民の社会福祉の増進を図ることを目的に設置された施設です。
本施設は、指定管理者制度が導入されていますが、現在の施設機能が貸館を主とするもの、又は老人デイサービスの利用を主とするものなど、条例の設置目的に合わない施設利用となっているため、早急に条例の変更、財産の所管替えを進めていきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】24障害福祉関連施設

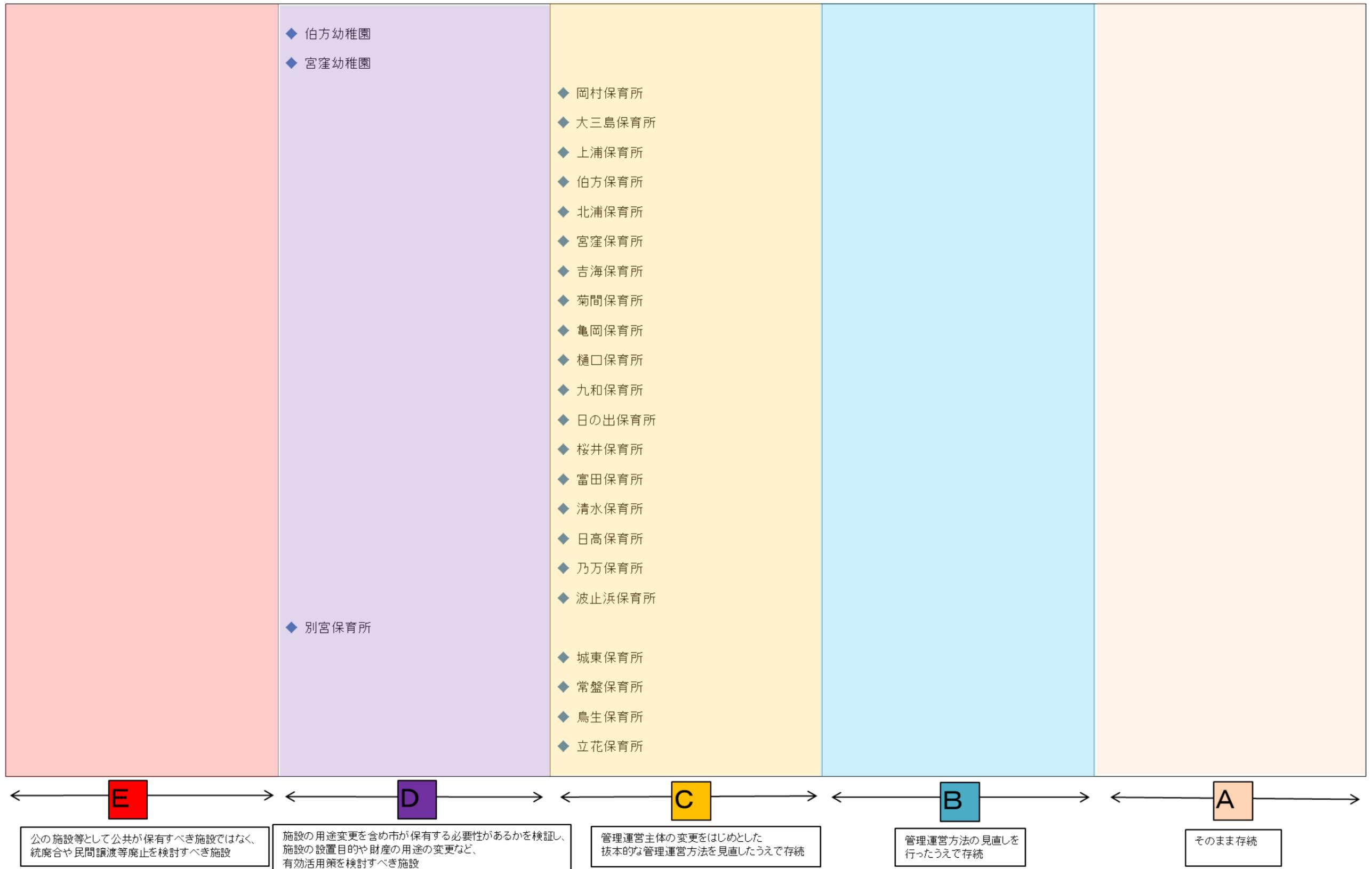


【24 障害者福祉関連施設】

評価の概要

『障害者福祉関連施設』は、児童から成人の身体障害者、知的障害者及び精神障害者等を対象に、各種の施設が役割や機能を以って様々なサービスを提供する福祉施設のグループです。現在、障害福祉施設については指定管理者制度が導入されていますが、今後はサービスの質の向上等を図るため、関係団体等への施設の譲渡を含めた民営化を検討していきます。「憩いの家」については、利用実績等により廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別) 【医療・社会福祉施設】 25保育所・幼稚園



【25 保育所・幼稚園】

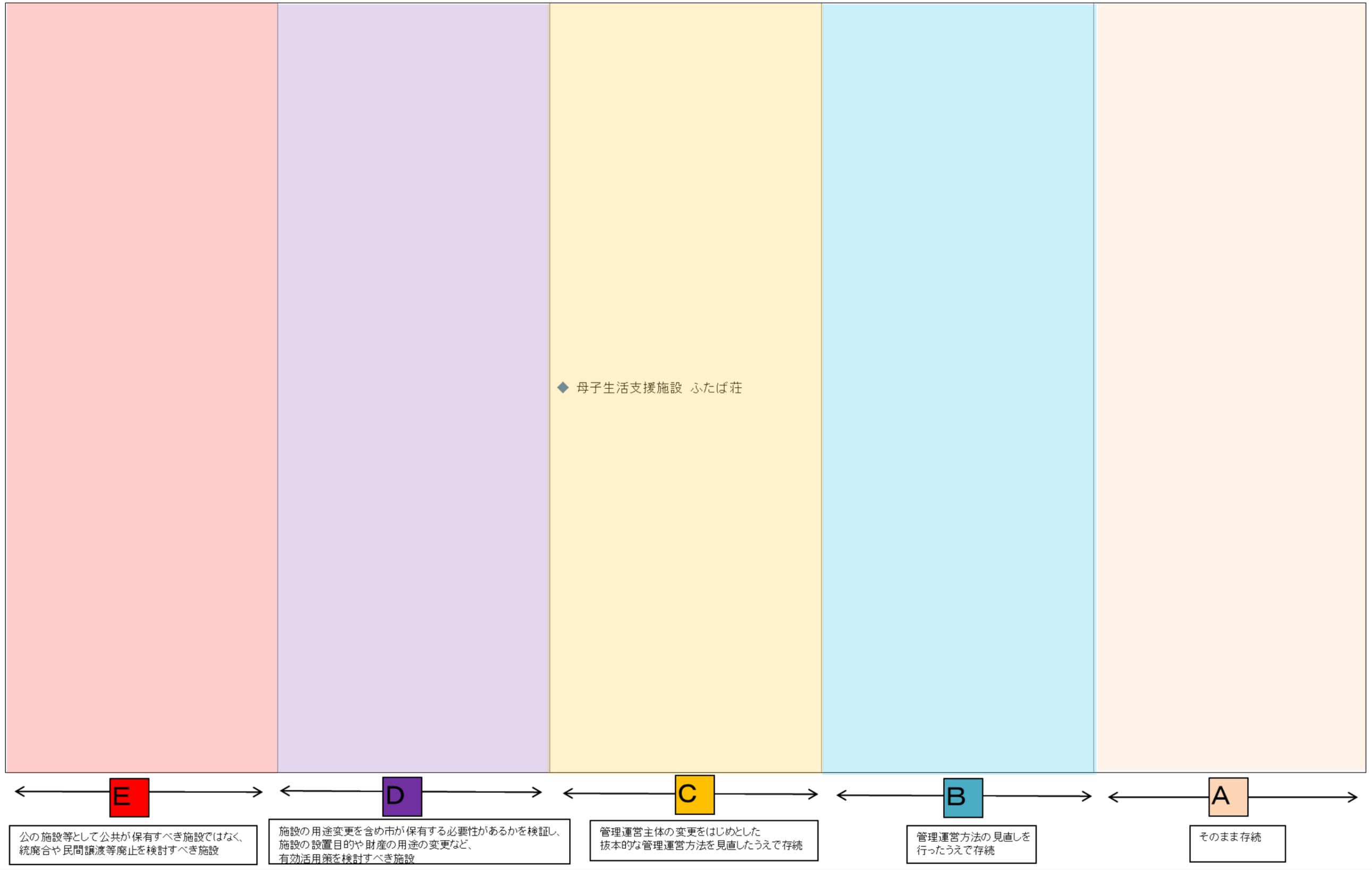
評価の概要

『保育所』は、保護者の労働又は疾病等により、その監護すべき乳児・幼児の保育に欠ける場合に入所させて保育する児童福祉施設です。また、『幼稚園』は3歳から小学校へ入学するまでの幼児のための教育施設です。

市内には、公立の保育所が22か所、公立の幼稚園が2か所あり、子育て支援の重要な役割を担っています。

現在、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の実施が予定されていますが、今後、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、公立保育所の老朽化に伴う改修等が一度に到来することが見込まれる中、公立保育所の民営化や各民間施設の認定子ども園化への意向調査を十分に確認した上で、定員の見直しや中学校区単位を基本とした公立保育所の統廃合を進めていきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】 26その他の子育て支援課所管施設



【26 その他子育て支援課所管施設】

評価の概要

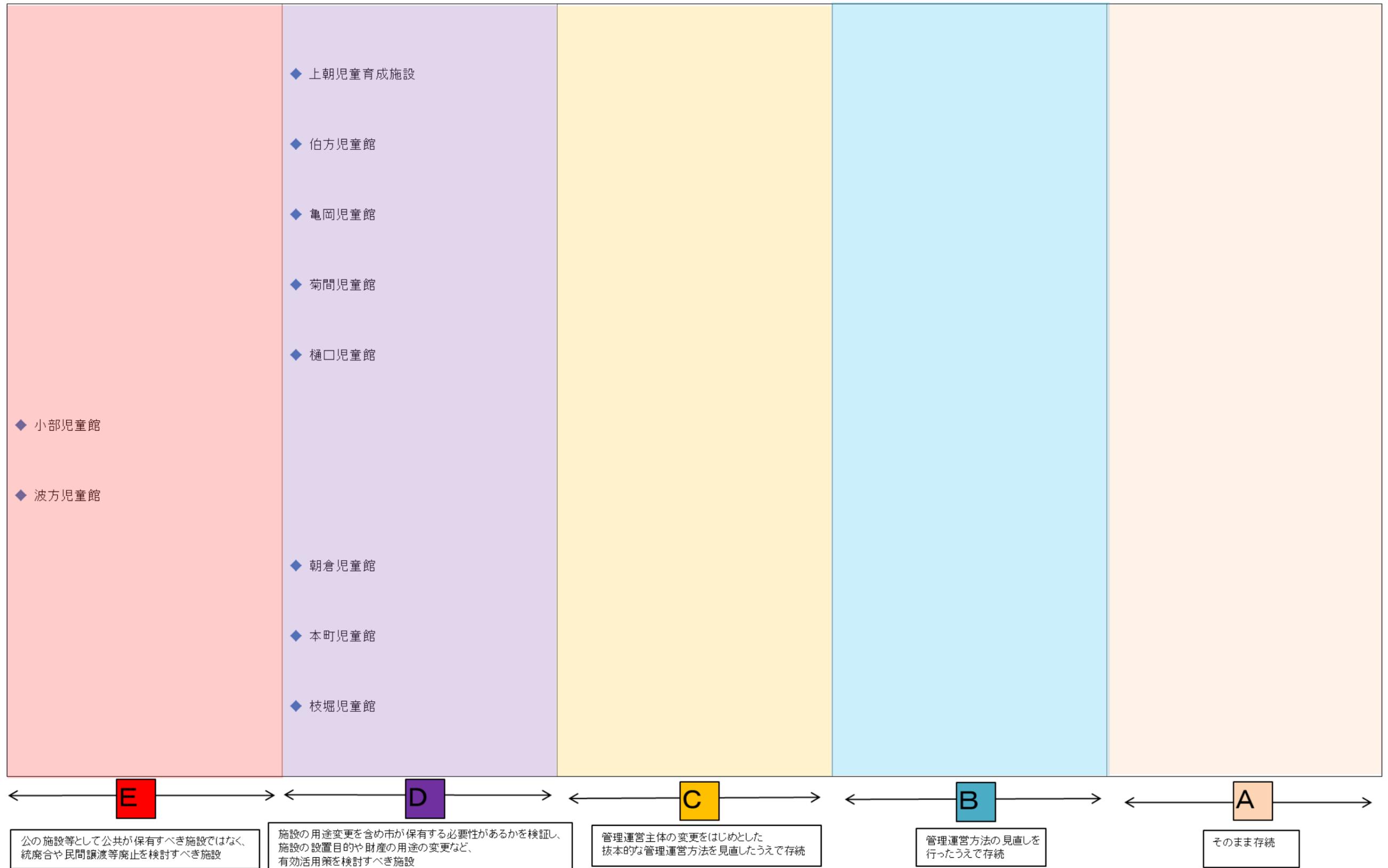
『その他子育て支援課所管施設』は、児童を扶養している配偶者のいない女性等とその子供を保護し生活の場所を提供するとともに、自立促進のための生活支援を行うことを目的に設置された母子生活支援施設です。

県内には本市を含め4市町でしか設置されておらず、近年のDVや児童虐待などに起因する入居者が増加傾向にあるなど重要な役割を担っています。

本施設については別宮保育所との複合施設ですが、建設から40年近くが経過し、耐震性も低い状況のため、近い将来建替えの時期の到来が想定されます。

このことにより、保育所の統廃合計画に併せて、施設整備補助金を有効に活用し、近年の利用状況等を踏まえた規模の縮小も視野に入れ、再整備を検討していきます。

公の施設等評価及びあり方方針（グループ別）【医療・社会福祉施設】 27児童館及びその他類似施設

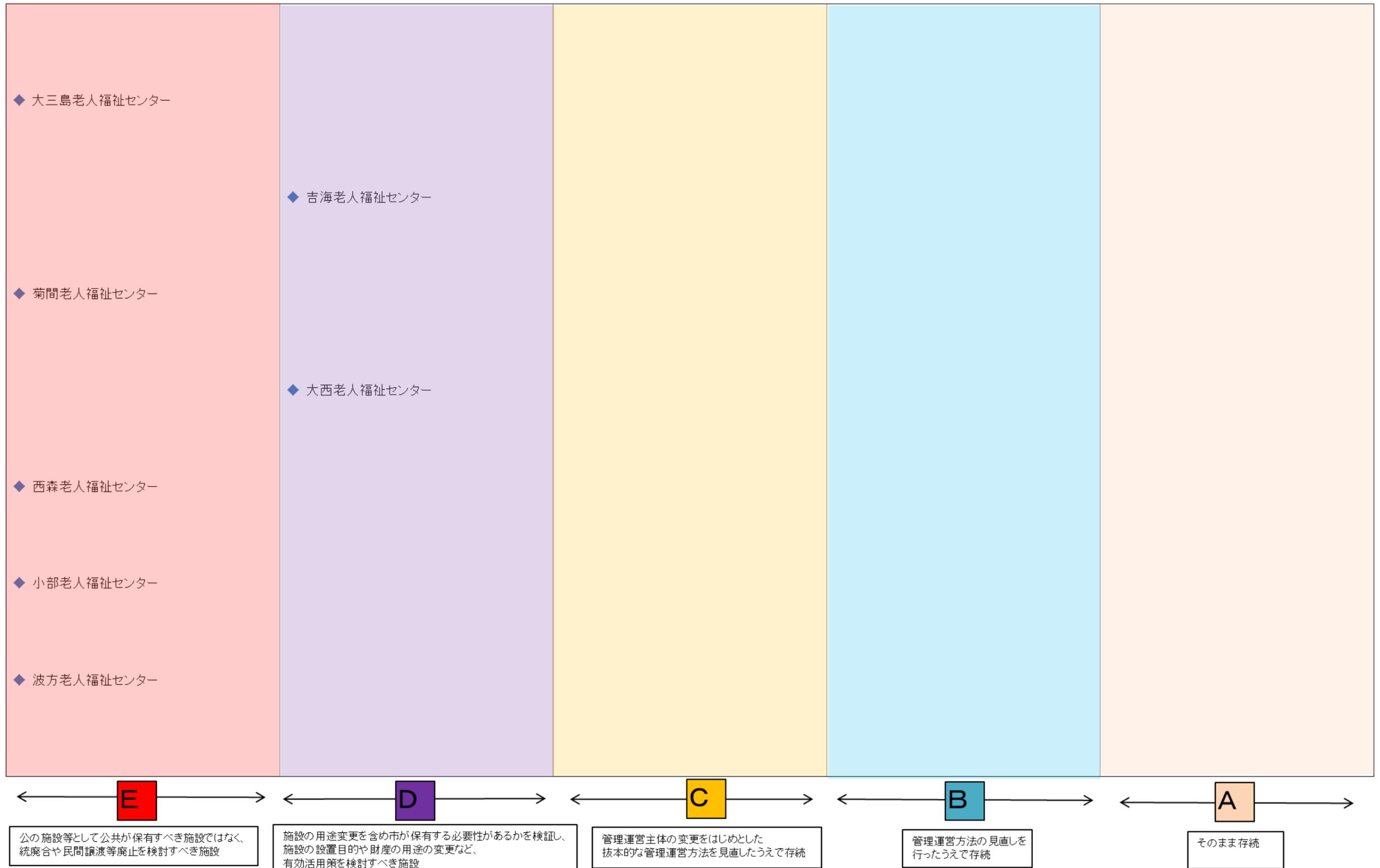


【27 児童館及びその他類似施設】

評価の概要

「児童館」は、児童（18歳未満）に安心して遊べる場を提供することにより健全育成を図ることを目的に設置された児童福祉施設です。
現在、市内には9か所の児童館が設置され、地域における子育て支援施設としての役割を担っていますが、地域偏在が見られます。
今後は、全市的な視点による児童館の再編・統廃合を進めていく必要があります。「波方児童館」及び「小部児童館」については、統合により廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。また、再編・統廃合と併せて、指定管理者制度の導入による効果的な運営についても検討していきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】 28老人福祉センター



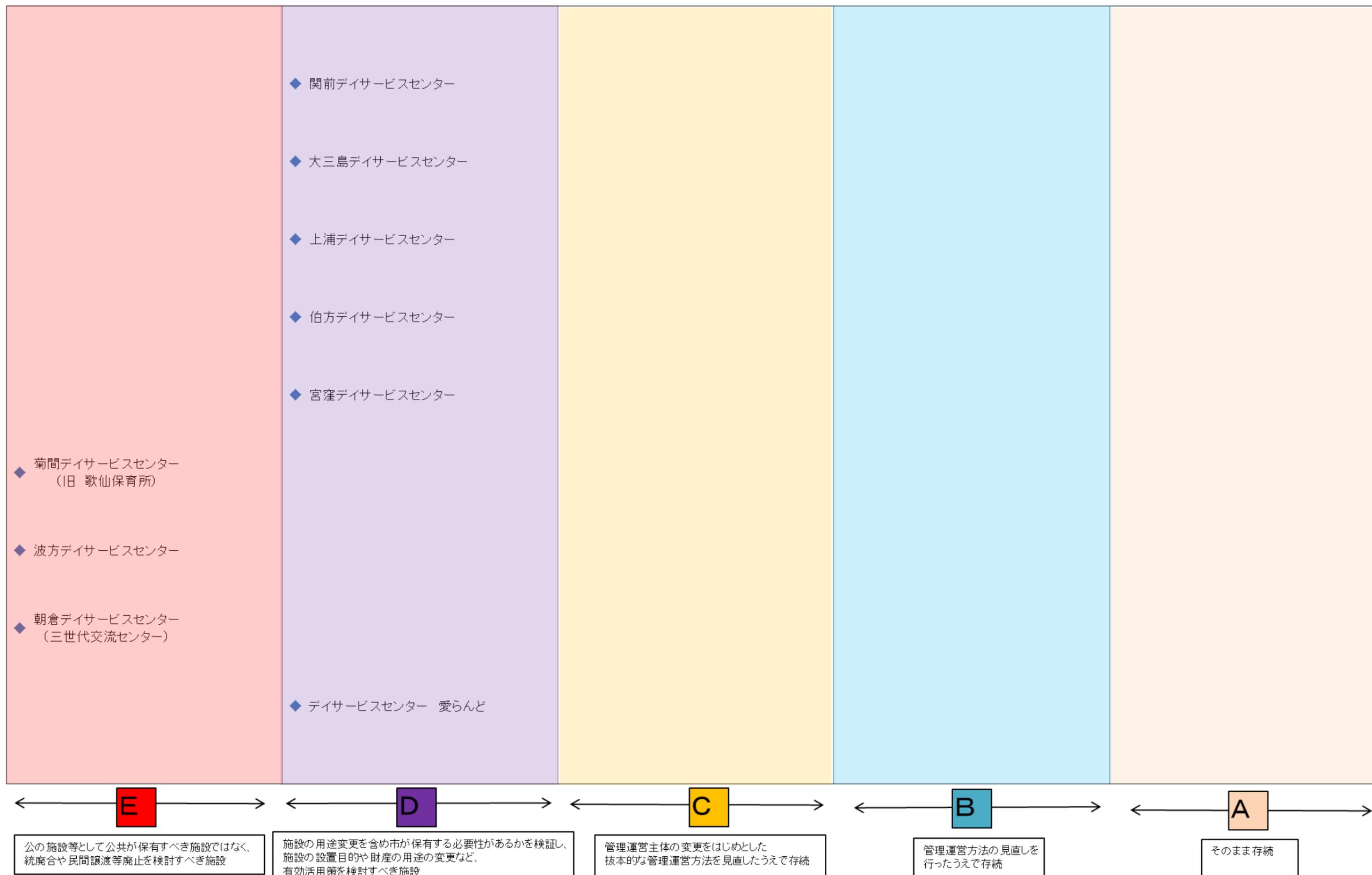
【28 老人福祉センター】

評価の概要

『老人福祉センター』は、無料又は低額な料金で、高齢者の各種相談や健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に設置された施設です。本施設は、常設している健康器具の利用、地区住民の集会所的な利用が主となっており、設置当時の役割が十分に果たされていない現状となっています。このことにより、施設の設置意義が薄れていると考え、機能の廃止を検討すべき施設となっています。

「小部老人福祉センター」、「西森老人福祉センター」及び「大三島老人福祉センター」については、現在の利用状況に即した地元集会所としての利活用を検討していきます。また、「波方老人福祉センター」については、貸館としての目的外使用の見直しにより波方保健センターの機能集約により廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別) 【医療・社会福祉施設】 29老人デイサービスセンター



【29 老人デイサービスセンター】

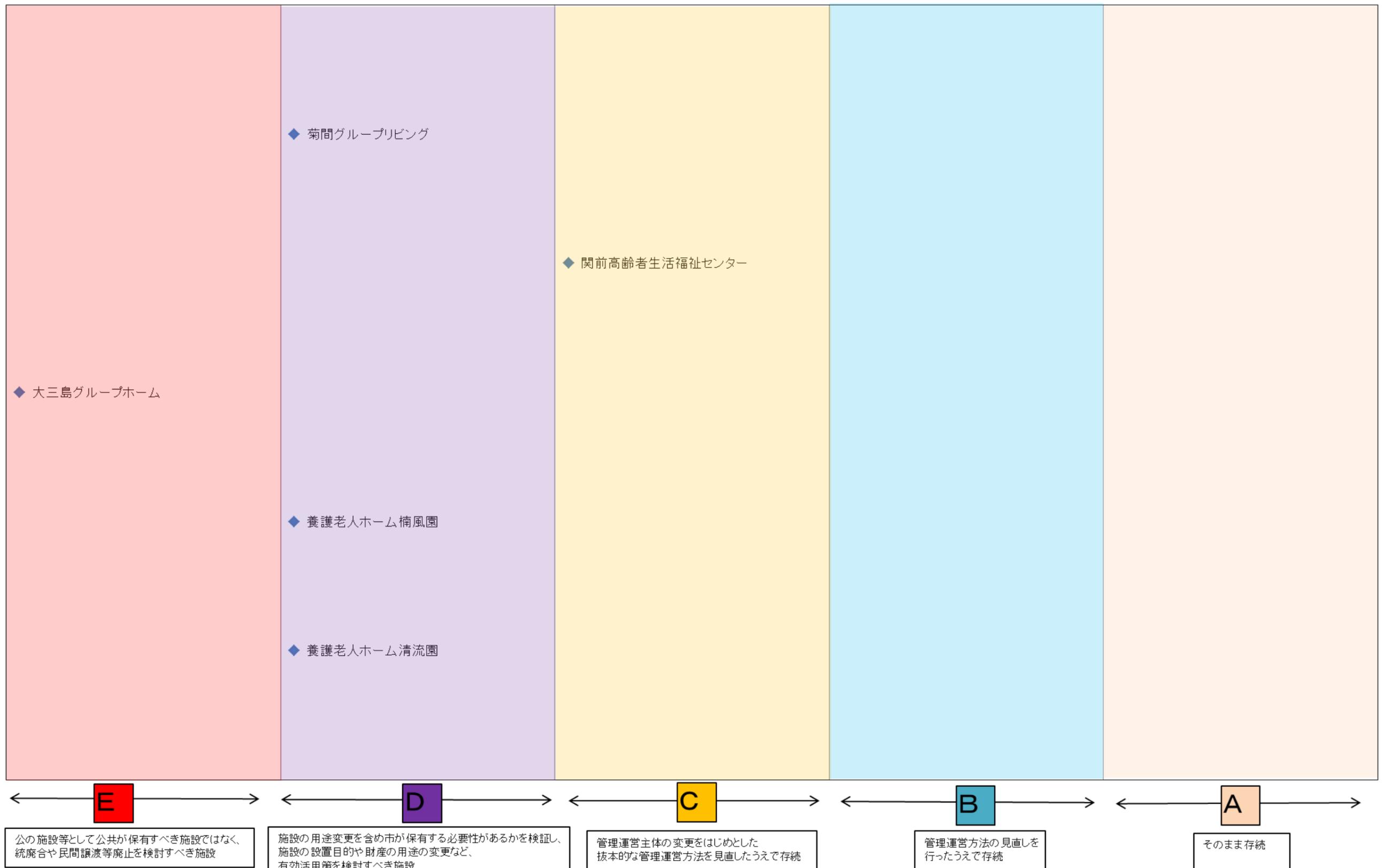
評価の概要

『老人デイサービスセンター』は、日常生活に支障をきたす高齢者が、日中に通所利用し、入浴、食事の提供、機能訓練などの便宜供与を受けることを目的に設置された施設です。

本施設は、指定管理者制度が導入されていますが、介護保険制度の施行から13年が経過し、社会経済情勢の変化により、島嶼部を除く地域においては既に民間事業者がその役割を果たすなど、市が運営すべき役割は終えているものと考えます。

単独施設で民間活力による事業展開が期待できる「朝倉デイサービスセンター」及び「波方デイサービスセンター」については、現在の管理運営方法を見直し、関係団体等への施設譲渡を進めていきます。また、「菊間デイサービスセンター（旧 歌仙保育所）」については、本来の設置目的とは異なる倉庫的な利用となっているため、民間譲渡を含めた施設廃止を検討すべき施設となっています。よって、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】30高齢者入居施設



【30 高齢者入居施設】

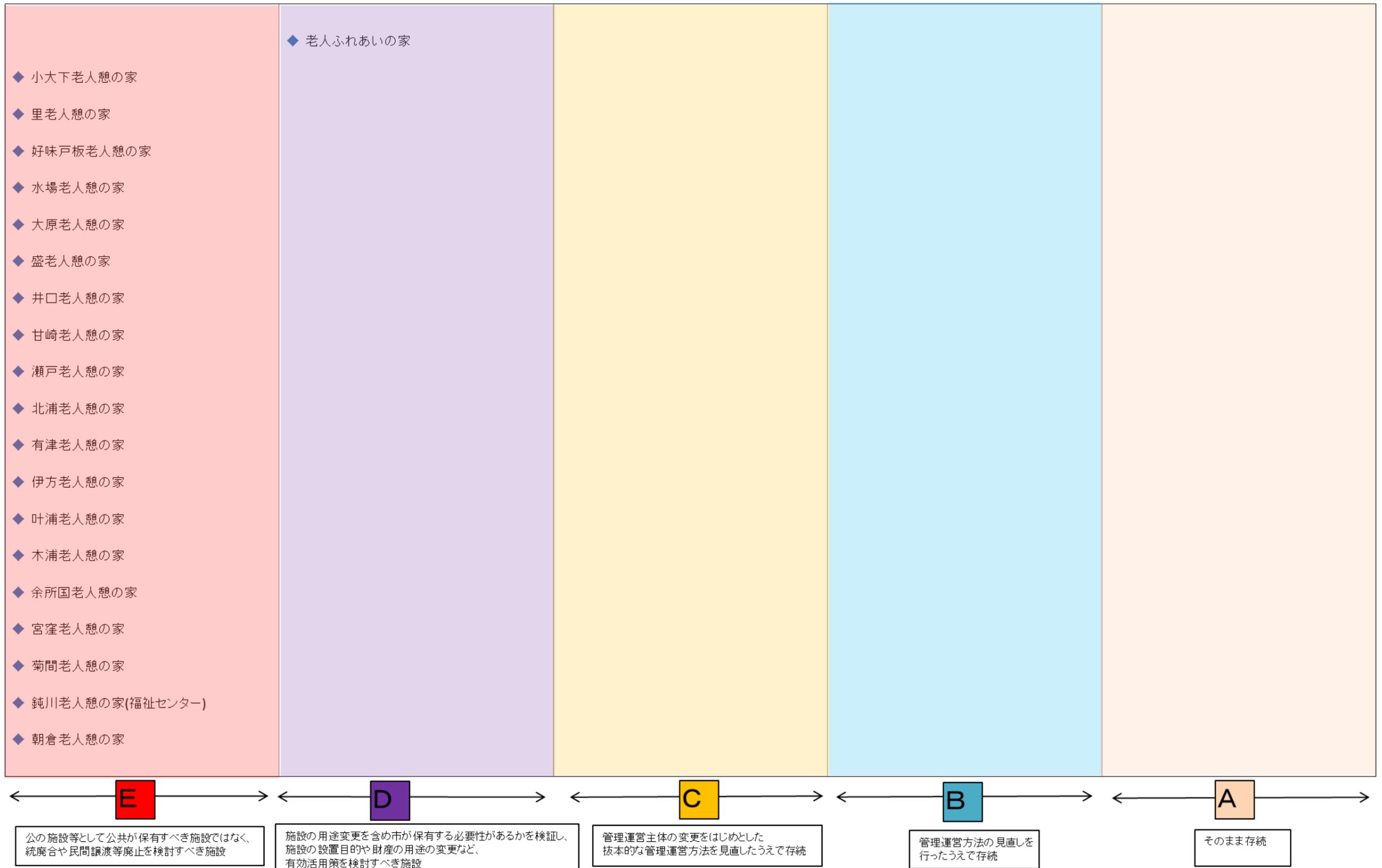
評価の概要

『**高齢者入居施設**』とは、満 60 歳以上又は 65 歳以上の高齢者に対し、環境上・経済上の理由、認知症、独居に不安のある方を対象に、各種の施設が役割や機能をもって様々なサービスを提供する入居施設のグループです。

合併前の旧町村において整備が図られた低廉な居住を提供する施設等ですが、現在の利用状況や施設の老朽化を見据えながら、民間主体によるサービス提供が可能な施設であることから民営化に向けて検討していきます。

「**大三島グループホーム**」については、指定管理者制度が導入されていますが、介護保険制度の施行から 13 年が経過し、社会経済情勢の変化により、既に多くの民間事業者が開設・運営していることから、市が保有する必要はないと考え、現在導入している指定管理者制度の更新は行わず、民間事業者への施設譲渡により、廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】31老人憩いの家・老人ふれあいの家



【31 老人憩いの家・老人ふれあいの家】

評価の概要

『老人憩いの家』は、高齢者の心身の健康の増進を図るために、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する目的で設置された施設です。
現在、市内には 19 か所の老人憩いの家が島嶼部に集中して設置されています。近年の利用は低調であり、また老人クラブの会合やレクリエーション、趣味活動等の特定の団体による地域住民の集会所的な利用となっています。
このことにより、公の施設としての機能を廃止し、現在の利用状況に即した地元集会所としての利活用を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。